

令和4年12月

大東市議会

定例会議会議案

提 出

令和4年12月1日

も く じ

報告第 9 号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	1
議案第 7 1 号	令和 4 年度大東市一般会計補正予算（第 7 次）について-----	別冊
議案第 7 2 号	令和 4 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次） について-----	別冊
議案第 7 3 号	令和 4 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）に ついて-----	別冊
議案第 7 4 号	令和 4 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第 2 次）について-----	別冊
議案第 7 5 号	令和 4 年度大東市水道事業会計補正予算（第 2 次）につい て-----	別冊
議案第 7 6 号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	2
議案第 7 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	3
議案第 7 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	4
議案第 7 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	5
議案第 8 0 号	市道路線の認定について-----	6
議案第 8 1 号	大東市立総合福祉センターの指定管理者の指定について-----	7
議案第 8 2 号	大東市立キッズプラザの指定管理者の指定について-----	8
議案第 8 3 号	大東市立歴史とスポーツふれあいセンター及び大東市立堂 山古墳群史跡広場の指定管理者の指定について-----	9
議案第 8 4 号	大東市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について-----	1 0
議案第 8 5 号	大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について-----	1 1
議案第 8 6 号	大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一 部を改正する条例について-----	1 5
議案第 8 7 号	大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例につ いて-----	1 8
議案第 8 8 号	大東市個人情報の保護に関する法律施行条例について-----	2 4
議案第 8 9 号	大東市営住宅条例の一部を改正する条例について-----	3 0

議案第76号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 橋本 正幸氏の任期が、令和5年3月23日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 橋 本 正 幸
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
昭和53年 4月 ～ 平成16年 3月 大東市奉職
平成19年 5月 ～ 現在 保護司
平成23年 3月 ～ 現在 大東市固定資産評価審査委員会委員

議案第77号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 加戸 夕起子氏の任期が、令和5年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 加 戸 夕 起 子
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成13年12月 ～ 平成19年11月 民生委員
平成13年12月 ～ 平成19年11月 児童委員
平成17年 7月 ～ 現在 人権擁護委員

議案第78号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 松川 正義氏の任期が、令和5年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 松 川 正 義
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
昭和50年 7月 ～ 平成28年 3月 大東市奉職
平成29年 7月 ～ 現在 人権擁護委員

議案第79号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 小松 崇氏の任期が、令和5年6月30日満了するにつき、その後任として法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]
氏 名 竹 原 清 司
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴
平成28年 5月 ～ 現在 保護司

議案第80号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- | | |
|--------------|--|
| 1 中垣内一丁目15号線 | (起点) 大東市中垣内一丁目43番4先
(終点) 大東市中垣内一丁目43番6先 |
| 2 中垣内一丁目16号線 | (起点) 大東市中垣内一丁目43番10先
(終点) 大東市中垣内一丁目43番12先 |
| 3 寺川四丁目1号線 | (起点) 大東市寺川四丁目292番13先
(終点) 大東市寺川四丁目1048番2先 |

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

議案第81号

大東市立総合福祉センターの指定管理者の指定について

大東市立総合福祉センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立総合福祉センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市新町13番13号 大東市立総合福祉センター内
社会福祉法人大東市社会福祉協議会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

議案第82号

大東市立キッズプラザの指定管理者の指定について

大東市立キッズプラザの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立キッズプラザ |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市深野三丁目28番3号
子育て支援大東共同事業体 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

議案第83号

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター及び大東市立堂山古墳群史跡広場の
指定管理者の指定について

大東市立歴史とスポーツふれあいセンター及び大東市立堂山古墳群史跡広場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター
大東市立堂山古墳群史跡広場 |
| 2 指定管理者 | 大阪市北区東天満二丁目7番12号
株式会社アステム |
| 3 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

議案第84号

大東市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について

大東市立放課後児童クラブの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立四条北小放課後児童クラブ
大東市立泉小放課後児童クラブ
大東市立氷野小放課後児童クラブ
大東市立四条小放課後児童クラブ
大東市立灰塚小放課後児童クラブ
大東市立南郷小放課後児童クラブ
大東市立住道北小放課後児童クラブ
大東市立住道南小放課後児童クラブ
大東市立深野小放課後児童クラブ
大東市立北条小放課後児童クラブ
大東市立三箇小放課後児童クラブ
大東市立諸福小放課後児童クラブ |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市新町13番13号 大東市立総合福祉センター内
社会福祉法人大東市社会福祉協議会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

議案第 85 号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬の引上げ等を行うに当たり、所要の改
正を行うため。

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「別表第4の左欄に掲げる」を「次に掲げる報酬の」に、「同表の右欄に掲げる額」を「それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 年額報酬 別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

イ 出勤報酬 別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

第4条第1項を次のように改める。

月額による報酬は、毎月の末日までに支給する。

第4条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「年額又は月額による報酬」を「月額による報酬又は第2項に規定する報酬」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 消防団員に係る報酬及び費用弁償は、4月から9月まで及び10月から3月までの各区分による期間（以下この項において「半期」という。）ごとに、当該半期の最終月の翌月末日までに、年額報酬にあつては当該報酬の額を2で除して得た額を、出勤報酬及び費用弁償にあつては当該半期の期間中の実績に応じた額を支給する。

3 月額による報酬並びに前項に規定する報酬及び費用弁償以外の報酬及び費用弁償は、その都度支給する。

別表第4中「の報酬」を「の年額報酬」に、

「

年額	137,000円
年額	87,000円
年額	58,500円

年額 34,000円
年額 29,000円
年額 28,000円
年額 25,000円

」

を

「

137,000円
87,000円
58,500円
39,500円
38,500円
37,500円
36,500円

」

に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第2条関係）

消防団員の出動報酬の額

職務の区分	摘要	出動報酬の額
災害	1回4時間まで	2,500円
	1回4時間を超え8時間まで	4,000円
	1回8時間を超え24時間まで	8,000円
訓練	1回	2,500円
研修その他の行事	1回	2,000円
車両、設備等の点検	1回（1月当たり5回を限度とする。）	2,000円

備考

- 1 この表において「災害」とは、水火災、地震等の災害をいう。
- 2 この表において「1回」とは、連続する職務に従事した時間の始まりから終わり

までをいう。

- 3 災害に係る出動のうち1回の従事時間が24時間を超えるものについての出動報酬の額は、8,000円に24時間を超える部分について24時間までごとに8,000円を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第86号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

令和5年4月1日から機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 都市経営部

第3条第2項第7号中「広聴」を「シティプロモーション」に改め、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「公民連携」の次に「の推進」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広聴に関すること。

第3条第3項第5号を次のように改める。

(5) 市庁舎の管理に関すること。

第3条第8項第4号中「市の魅力づくり及びシティセールス」を「観光」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 交通政策、交通対策及び交通安全施設に関すること。

第3条第7項中第6号を第3号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、第11号を削り、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 都市経営部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 都市計画に関すること。

(2) 都市政策に関すること。

(3) 財産の取得、管理、活用及び処分に関すること（他部分掌のものを除く。）。

(4) 建築及び市営住宅管理に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大東市都市計画審議会条例の一部改正)

- 2 大東市都市計画審議会条例(平成12年条例第35号)の一部を次のように改正する。
第7条中「都市整備部」を「都市経営部」に改める。

議案第 87 号

大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例について

大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市の条例等の規定に基づき行われる申請、届出その他の手続等について、情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項を定めるため。

大東市情報通信技術を活用した行政手続に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政手続について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）及び要綱（本市が、自己に対して何らかの利益を付与することを求める申出をした相手方との間で行う合意であってその内容の全部又は一部が画一的であるものをするに当たり、市の機関等が、諾否の基準（当該申出に対して応諾するかどうかを判断するための基準をいう。）、合意の内容その他当該合意に係る必要な手続を一方的に定めた条項の総体をいう。）並びに大阪府の条例及び規則（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）をいう。
- (2) 市の機関等 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づいて設置される市の執行機関、上下水道事業管理者若しくは議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員等であって法律上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該

署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法（第1項の電子情報処理組織を使用する方法を除く。）が規定されているものを同項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当

該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当

該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政手続に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政手続に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、毎年度、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

大東市個人情報の保護に関する法律施行条例について

大東市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)により、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)が改正され、同法が全国共通ルールとして一律に適用されることに伴い、大東市個人情報保護条例(平成 9 年条例第 4 号)を廃止し、新たに同法から委任された事項等を規定する施行条例を制定するため。

大東市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から10日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を10日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項の場合において、次に掲げる日数は、同項に規定する期間に算入しない。

(1) 大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日の日数

(2) 法第77条第3項の規定により補正を求めた場合における当該補正に要した日数

4 第2項の場合において、前項第1号に掲げる日数は、第2項に規定する期間に算入しない。

（訂正決定等の期限）

第5条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があると

きは、同項に規定する期間を20日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、訂正決定等の期限について準用する。この場合において、同条第3項第2号の規定中「第77条第3項」とあるのは「第91条第3項」と、同条第4項の規定中「前項第1号」とあるのは「前条第3項第1号」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の場合において、これらの項に規定する期間に前条第3項第1号に掲げる日数を算入した結果、当該期間が30日を超えるときは、30日を上限とする。
(利用停止決定等の期限)

第6条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を20日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第4条第3項及び第4項並びに前条第4項の規定は、利用停止決定等の期限について準用する。この場合において、第4条第3項第2号の規定中「第77条第3項」とあるのは「第99条第3項」と、同条第4項の規定中「前項第1号」とあるのは「第4条第3項第1号」と、前条第4項の規定中「前条第3項第1号」とあるのは「第4条第3項第1号」と読み替えるものとする。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条第1項に規定する審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の設置等)

第8条 次に掲げる事務を行うため、市に、大東市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 前条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、委員5人で組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 市長は、委員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、毎年、この条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（大東市個人情報保護条例の廃止）

2 大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において前項の規定による廃止前の大東市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から委託を受けた旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務に従事していた者に係る旧条例第10条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第11条第1項若しくは第2項（第18条第3項又は第21条第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項又は第21条第1項の規定による請求がされた場合における旧実施機関が保有する旧個人情報の開示、訂正等及び利用停止については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第24条第1項に規定する大東市個人情報保護審査会（附則第7項において「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第8条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

6 市長は、施行日前においても、第8条第3項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

7 施行日前に旧条例第23条第3項又は第24条第2項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

8 旧実施機関の職員若しくは職員であった者又は旧実施機関から委託又は委任を受けて旧個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書等であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に旧個人情報を記載したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

9 前項に規定する者が、その事務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有

していた旧個人情報であって、文書等に記録されたものを施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

11 大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「大東市個人情報保護条例(平成9年条例第4号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(大東市暴力団排除条例の一部改正)

12 大東市暴力団排除条例(平成25年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「大東市個人情報保護条例(平成9年条例第4号)第2条第2号」を「大東市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)第2条第2項」に、「大東市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

議案第 89 号

大東市営住宅条例の一部を改正する条例について

大東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市営住宅条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号アからクまで以外の部分中「又は」を「若しくは」に、「以下同じ」を「）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（以下「同居親族等」という）に改め、同項第9号中「と現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「の同居親族等」に改める。

第12条第4号中「入居決定者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「その同居親族等」に改める。

第13条第1項中「に同居した親族」を「の同居親族等」に改める。

第47条第1号中「第6条各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

第49条の表第8条の項中「第8条」を「第9条」に改め、同表第24条の項中「第49条において準用する第23条第1項」を「市営住宅と同様の」に改め、同表第38条の項中「及び第23条から第24条まで」を「、第23条及び第24条」に改める。

第67条第1項第2号中「に同居した親族」を「の同居親族等」に改める。

別表第3の備考を次のように改める。

備考 この表の規定にかかわらず、大東市営大東深野住宅駐車場及び大東市営大東寺川住宅駐車場については1か月当たりの使用料を7,500円とし、大東市営大東北新町住宅駐車場及び大東市営大東南郷住宅駐車場については1か月当たりの使用料を8,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立中学校の体育館の冷暖房設備に係る使用料を定めることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和62年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「使用料」を「夜間照明使用料」に改める。

別表第2に次のように加える。

体育館冷暖房設備使用料	1時間当たり1,000円
-------------	--------------

別表第2の備考を次のように改める。

備考

- 1 夜間照明の使用時間に30分未満の端数がある場合は、その端数を30分として使用料を算出するものとする。
- 2 体育館の冷暖房設備の使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間として使用料を算出するものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

印刷物番号

4 - 6 3